

被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定（案）の 説明会（東京）の開催について（開催案内）

平成 27 年 7 月 10 日
復 興 庁

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日閣議決定。以下「基本方針」という。）について、別添のとおり改定案を作成しました。

つきましては、基本方針の改定案について当庁から説明を行うとともに、被災地域住民や避難されている方等からの御意見を伺うため、下記のとおり説明会を開催します。参加を希望される方は、必要事項を御記入の上、事務局までお申込みください。

記

1. 日時

平成 27 年 7 月 17 日（金） 18:00～19:30 （開場 17:00）

2. 場所

TKP 赤坂駅カンファレンスセンター ホール 13A
（港区赤坂 2-14-27 国際新赤坂ビル東館 13 階）

3. 議題（予定）

- (1) 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定（案）について
- (2) その他

4. 申込方法

- ・ 本説明会については、会場の席数に限りがあることから、先着順での事前登録制とさせていただきます。
- ・ 説明会への参加を希望される方は、別紙申込様式に必要事項を御記入の上、7月16日（木）12時までに下記事務局宛先まで電子メール又はファクシミリにてお申込みください。お申し込み期限を過ぎた場合には御参加いただくことはできません。また、期限までにお申し込みいただいた場合でも、希望者多数により御参加いただけない場合がございますので、その場合には7月16日（木）中に御連絡いたします。
- ・ 申込は本人のみとし、代理による申込はできません。
- ・ 御記入いただいた個人情報、申込受付以外の目的では使用いたしません。

5. 留意事項

- ・ 本説明会は、基本方針の改定案についての説明を行うとともに、被災地域住民や避難されている方等から、支援施策等についての御意見・御要望等を伺うことを目的としたものです。
- ・ 来場に当たっては、公共交通機関を御利用ください。
- ・ 説明会への参加は本人のみとし、代理による参加はできません。
- ・ 入場の際、事務局に送付した申込用紙（電子メール又はファクシミリ）を提示してください。事務局受付において事前に申込みのあった氏名を確認させていただきます。また、身分証明書等により本人であることの確認をさせていただきますので、社員証、運転免許証その他の本人確認ができるものを持参してください。
- ・ 説明会開始後の入場は原則できません。
- ・ 会場内での飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- ・ 携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定の上、使用は御遠慮ください。
- ・ 会場内でみだりに発声、拍手等を行ったり、プラカード、横断幕等の掲示、ビラ等の文書の配布、署名の募集等を行わないでください。これらに反した場合、御退場いただくことがあります。
- ・ その他、会場では事務局の指示に従ってください。事務局の指示に従わない場合は、退場いただくことがあります。
- ・ 会場の都合上、説明会終了後は速やかな退場に御協力お願いいたします。
- ・ 政府では「クールビズ」を呼びかけていることから、軽装で議事を進行させていただきます。御理解と御協力をお願い申し上げます。なお、説明会に御参加される皆様におかれましても、適宜過ごしやすい服装でお越しください。

以上

説明会事務局

復興庁法制班（子ども被災者支援法担当）

FAX：03-5545-0525（※電話：03-5545-7230）

Mail：kodomohisaishaho.gurupu@cas.go.jp

※会場へのお問い合わせは御遠慮ください。

復興庁法制班 行 (FAX 番号 : 03-5545-0525)
(E-MAIL:kodomohisai shaho.gurupu@cas.go.jp)

被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な
方針の改定 (案) の説明会参加申込書

氏名 (ふりがな)		
お住まいの市町村等	① 福島県内にお住まいの方 (避難していない方)	
	② 避難されている方	避難元 : 避難先 :
	③ 支援団体等の方	(市町村等) (支援団体等の名称)
連絡先 (メールアドレス又は FAX 番号)	E-MAIL : FAX :	
参加を希望する説明会に ○をつけてください	東京 福島	

※7月16日 (木) 12時必着